

商業・法人登記事務の取扱庁変更のお知らせ

仙台法務局の会社や法人の設立・役員変更などの登記申請についての事務の取扱庁は、商業・法人登記の管轄の転属に伴い、次のとおり取り扱いますので、お知らせいたします。

変更前の取扱庁	変更後の取扱庁	変更年月日
石巻支局・気仙沼支局 名取出張所	仙台法務局法人登記部門 (本局)	平成27年6月 1日 (月)
塩竈支局・大河原支局 古川支局・登米支局		平成27年9月14日 (月)

※ 不動産(土地・建物等)登記事務については、取扱庁の変更はありません。

会社・法人の登記事務の内容	変更前の取扱庁 ○ 変更後も取り扱う事務 × 変更後は取り扱わない事務	変更後の取扱庁 (本局)
① 登記申請手続(設立・役員変更・解散等)	×	①～⑨の全ての事務を取り扱います。
② 登記事項証明書の発行	○	
③ 印鑑証明書の発行	○	
④ 印鑑の届出(改印)	○	
⑤ 印鑑カードの発行(再発行)	○	
⑥ 閉鎖登記簿の閲覧, 謄抄本等の発行	保管分のみ発行	
⑦ 電子証明書の発行の請求	○	
⑧ 登記事項要約書の発行	×	
⑨ 登記手続のご質問・ご相談	(注1)	

※ 現在お持ちの印鑑カードは、そのまま御利用できます。

(注1) 登記手続に関する質問・相談は、法務局ホームページに掲載されている様式の説明等は変更前の取扱庁でもお受けいたしますが、詳細については、法人登記部門にお問合せいただく場合がございますので、あらかじめ御了承ください。

ご自宅から申請のできるオンライン申請を是非ご利用ください!

登記の申請は
 証明書は



【お問合せ先】

仙台法務局法人登記部門

〒980-8601

仙台市青葉区春日町7番25号

TEL: 022-225-5748 (直通)

TEL: 022-225-5611 (代表)



【法人登記部門案内図】